第12回八女市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年１１月７日（火）午後２時００分
２．開催場所　立花市民センター
３．出席農業委員（２３名）

１番　中村　輝義	２番　大坪　知美子	３番　服部　正文
４番　牛島　孝之	５番　仁賀木　義文	６番　池尻　律芳
７番　平井　照也	９番　樋口　重樹	１０番　高山　和典
１１番　國武　覚	１２番　溝田　耕一	１３番　仁田原　一太
１４番　八田　久男	１５番　田形　隆徳	１６番　大津　達喜
１７番　伊藤　正博	１８番　小川　哲郎	１９番　松本　敬介
２０番　井手　洋一	２１番　原　義博	２２番　丸林　京市
２３番　堤　正義	２４番　月足　靖彦	

４．出席最適化推進委員（１５名）

３番　橋爪　寿賀夫	４番　生武　光雄	７番　角　秀次
８番　馬場　一登	１０番　平島　修	１１番　大隈　弘志
１２番　上村　洋治	１３番　中嶋　壽敏	１９番　松尾　康則
２０番　溝田　正忠	２７番　水本　敏明	２９番　益本　秀明
３１番　中島　広伸	３７番　大石　重信	４５番　二田　俊秀

５．欠席委員　農業委員（１名）
　　８番　塩塚　義治
６．欠席委員　最適化推進委員（２名）
　　１番　伊藤　正二　　１４番　松延　清隆
７．議事日程
第１　会議の成立
第２　議事録署名委員の指名
第３　議案の上程
第４　議案の審議

議案第　５６号　八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
報告第　１９号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について
議案第　５７号　農業法第３条の規定による許可申請書の処理について
議案第　５８号　農業経営基盤強化法促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第　５９号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
報告第　２０号　農地法施行規則第２９条の規定による報告について
報告第　２１号　農地改良行為の届出について
議案第　６０号　農地法第４条の規定による許可申請書の処理について
議案第　６１号　農地法第５条の規定による許可処分の変更について
議案第　６２号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について

８．農業委員会事務局職員
局長　松藤　洋治　　次長　平島　聡　　書記　樋口　昌伸　　書記　西原　佑美　　黒木支所　渡部　真弓　森松　和久　立花支所　井上　良徳　木下　瑠璃花　　上陽支所　松尾　誠　近藤　大生　　星野支所　橋本　祐助　山口　輝信　矢部支所　小柳　徹郎

９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議　長

時間となりましたので、会議に入らせていただきたいと思います。
紅葉の季節となりましたが、昼間は特に、全国的にも非常に気温が高い日が続いております。また１０月２８日・２９日は八女市で全国お茶まつりが開催されました。特に２８日は午後から八女茶発祥６００年の記念式典という事で農業委員さんにもご案内がありまして委員各位にはご出席いただき誠にありがとうございました。それでは令和５年度第１２回農業委員会総会を開催いたします。

（　議　長　着　席　）

日程　第１・会議の成立
只今の出席委員の数は農業委員　２３名　、
農地利用最適化推進委員　１５名　であります。
会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程　第２・議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１０番　高山和典委員、１２番　溝田耕一委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり） 異議がありませんのでそのように決定いたしました。 日程　第３・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いいたします。 （案件朗読）
議　長	事務局朗読のとおり、報告３件・議案７件を一括議題といたします。１ページをお願いいたします。 議案第５６号　八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について農業振興課より説明をお願いいたします。
農業振興課	八女市より農業振興地域整備計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容を説明いたします。 まず農業振興地域制度について簡単にではありますが概要を説明いたします。 この制度については、優良な集団的農地を守るため、確保すべき農用地等の目標を設定し、今後１０年以上にわたり、総合的に農業振興を図るためもの優良農地を確保・保全していくためのものです。 そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますが、農振農用地となっている土地については、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。 また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。 なお、農振除外の手続きにつきましては要件がございまして ① 用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的か

	つ総合的な利用に支障がないこと ④担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること ⑤農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと ⑥農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過した土地であること の６要件を満たしている必要があります。 　また、現在旧八女市の一部の農地が対象になりますが、国営施設機能保全事業の受益地となる農地については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４第１項に基づく２７号振興計画を策定する必要があり、「当該施設が農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」と判断される施設のみ該当します。 　八女市では６月１日～７月１５日、１２月１日～１月１５日の年に２回の申請受付を行っており、今回は令和５年６月１日～令和５年７月１５日に受付を行ったものを令和５年９月２９日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件のうち、除外申請１０件、編入申請１件、用途区分の変更１件ついて意見照会を行うものです。 　なお、この協議会には農業委員会からの選出で副会長のお二人と、各地区協議会代表として複数の農業委員さんに委員となって頂いており、今回の案件についてもご協議頂いております。 　詳細については、議案書２ページから７ページのとおりです。
議　長	説明が終わりました。ただ今より質疑を行います。 どなたか質疑はありますか。 　質疑が無いようですので、お諮りいたします。 八女市農業振興地域整備計画について変更に係る意見照会については、変更内容に異議なしとして八女市長に回答するものでよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 　異議がありませんのでそのように決定いたしました。 　８ページをお願いいたします。

	報告第１９号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について説明をお願いいたします。
事務局	ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については１７件です。総合計については、１３ページをご確認ください。 解約のあった土地３５筆のうち田２９筆、畑６筆、合計面積３０，１１３㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 １４ページをお願いいたします。 議案第５７号　農業法第３条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明を農業委員７番お願いいたします。
農業委員７番	譲り渡し人の高齢による耕作困難と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。申請地は現在５名の共有となっておりますが、以前より農地の管理は譲受人が担っておられました。今回共有者５名のうち、本案件と次の案件の２名からそれぞれの持分を譲り受ける申請をするものです。残りの３名についても、相続の整理がつき次第、所有権移転の申請をされる予定とのことです。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

	続いて番号２番の説明を農業委員７番お願いいたします。
農業委員７番	譲り渡し人の高齢による耕作困難と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を最適化推進委員１２番お願いいたします。
推進委員１２番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員１３番お願いいたします。
推進委員１３番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を最適化推進委員２０番お願いいたします。
推進委員２０番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を最適化推進委員２７番お願いいたします。
推進委員２７番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号７番の説明を最適化推進委員２９番お願いいたします。

推進委員２９番	譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号８番の説明を最適化推進委員２０番お願いいたします。
推進委員２０番	譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を最適化推進委員２９番お願いいたします。
推進委員２９番	譲り渡し人の高齢による経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を最適化推進委員２９番お願いいたします。
推進委員２９番	譲り渡し人の高齢による経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を最適化推進委員４５番お願いいたします。
推進委員４５番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手側の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番につきましては、農業委員４番は八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げていただきますようお願いいたします。 それでは最適化推進委員４番説明をお願いいたします。
推進委員４番	譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員４番は席にお戻り下さい。 続いて番号１３番の説明を農業委員９番お願いいたします。
農業委員９番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を最適化推進委員１０番お願いいたします。
推進委員１０番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１５番の説明を最適化推進委員３７番お願いいたします。

推進委員３７番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１６番の説明を農業委員１２番お願いいたします。
農業委員１２番	譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１７番の説明を最適化推進委員１９番お願いいたします。
推進委員１９番	譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の要望による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１８番の説明を最適化推進委員３１番お願いいたします。
推進委員３１番	譲り渡し人の親族への贈与との親族から受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１９番につきましては、農業委員１７番は八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げていただきますようお願いいたします。 それでは最適化推進委員４５番説明をお願いいたします。
推進委員４５番	譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手側の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員１７番は席にお戻り下さい。 続いて番号２０番の説明を農業委員１０番お願いいたします。

農業委員１０番	譲り渡し人の子への貸付と譲り受け人の親から借り受けによる１０年間の使用貸借権の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 １９ページをお願いいたします。 議案第５８号　農業経営基盤強化法促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について農業委員１１番、２２番は八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので関係する委員は席を下げていただきますようお願いいたします。 それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が４件、利用権設定の案件が１７１件ございます。 番号１番、売買により所有権移転されるものです。 番号２番、売買により所有権移転されるものです。 番号３番、売買により所有権移転されるものです。 番号４番、売買により所有権移転されるものです。 ２０ページから６８ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は１年から２０年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数１７１件。総合計については、６８ページをご確認ください。利用権を設定する土地５２２筆、合計面積６７６，９４５㎡です。 今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。 ５２ページをお願いいたします。番号１３４番と１３５番は関連がありますので一括してご説明いたします。 番号１３４番　１０年間の賃借権設定の申請です。

	番号１３５番　１０年間の賃借権設定の申請です。 譲り受け人は、これまで地域おこし協力隊制度を利用し、立花町の農家の下で、ミカンやキウイの栽培、管理などの指導を受け、農作業の経験を積んでこられました。この度ご自身で農地を借入れ、みかんを栽培されます。出荷先は主にＪＡを予定されています。続きまして、５３ページをお願いいたします。 番号１３６番　１０年間の賃借権設定の申請です。 譲り受け人は新規営農でイチゴを栽培される予定です。もともと農家である両親の農作業の手伝いをされており、栽培や管理等に関する指導を受け農作業の知識を身につけられております。出荷先はＪＡを予定されています。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員１１番と２２番は席にお戻り下さい。 ６９ページをお願いいたします。議案第５９号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は１７件です。６９ページから７８ページにつきましては各筆明細となっております。総合計については、７８ページをご確認ください。権利を設定する土地１６９筆、合計面積１７０，５１４㎡です。

	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ７９ページをお願いいたします。 報告第２０号　農地法施行規則第２９条の規定による報告について番号１番の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、福岡県農業総合試験場八女分場より南へ約８００ｍ進んだ農地です。農業用倉庫用地として利用されます。農業倉庫は平屋建てで、消毒用機械、肥料及び農業用資材置場として利用されます。
議　長	ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。８０ページをお願いいたします。 報告第２１号　農地改良行為の届出について番号１番の説明をお願いいたします。
事務局	ご説明いたします。申請地は、長峰小学校より南へ３００メートルほど進んだ農地です。 客土し、ぶどうを作付けされる予定です。隣接農地の同意報告もございます。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。８１ページをお願いいたします。 議案第６０号　農地法第４条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いいたします。

事務局	申請地は農振農用地であって、原則認められませんが例外的に一時転用は認められます。以上でございます。
議　長	続いて最適化推進委員３番説明をお願いいたします。
推進委員３番	場所は、八女市立長峰小学校より南へ３００メートルほど進んだ農地になります。この土地を農地改良し、田から畑として利用するための申請です。作物は緑肥を３年つくり、その後、ぶどうを作付けするものです。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。以上でございます。
議　長	続いて現地調査の結果を農業委員１６番報告お願いいたします。
農業委員１６番	ご説明いたします。１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	実はこの案件は、事前着工につきまして顛末書が書かれております。事務局より報告をお願いいたします。
事務局	今回の案件につきまして顛末書が提出されておりますので読み上げます。 （顛末書朗読）
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番について農地区分の説明をお願いいたします。

事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第１種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地であり、第２種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員１８番説明をお願いいたします。
農業委員１８番	場所は、八女市役所上陽支所より西へ５００メートルほど進んだ農地になります。この土地を自身で経営されている養豚業の会社で使用する駐車場及び業者との打ち合わせや社員の健康増進のためのグランドゴルフ等をおこなう多目的広場として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を農業委員５番報告お願いいたします。
農業委員５番	１０月３０日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生せず、雨水については、自然流下及び地下浸透です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	この案件につきましても、事前着工につき顛末書が添えられておりますので事務局より報告お願いいたします。
事務局	今回の案件につきまして顛末書が提出されておりますので読み上げます。 （顛末書朗読）
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事

	に進達いたします。 　続いて番号３番の農地区分の説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、八女市黒木支所よりおおむね３００ｍ以内の農地でありますので、第３種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員１４番説明をお願いいたします。
農業委員１４番	場所は、八女市黒木支所より東に約３００ｍ、八女市黒木体育センターより北へ７０ｍに位置する農地です。この土地を自家用車の駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意および水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を農業委員１５番報告お願いいたします。
農業委員１５番	１０月３１日に現地調査を行った結果、雨水については地下への自然透水と南側及び東側からの排水については、市道に隣接する側溝及び北側の水路に排水処理されます。 隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 　質疑を行います。質疑を終結します。 　質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 　異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 　続いて議案第６１号　農地法第５条の規定による許可処分の変更については８３ページの第５条の規定による許可申請書の２番と関連いたしますので一括して審議いたします。 　それでは農地区分の説明をお願いいたします。

事務局	農地の区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議　長	続いて農業委員２２番説明をお願いいたします。
農業委員２２番	こちらの案件につきましては議案第６２号２番との関連案件となります。場所は、八女市本町にあります福岡県立八女農業高等学校より南へ２００メートルほど進んだ農地になります。 令和５年７月に、専用住宅及び店舗用地として利用するため、農地法第５条の許可を受けた土地ですが、当初の事業計画では十分な駐車スペースが確保できないということで、敷地の拡張を目的とした事業計画の変更申請がなされているものです。 続きまして、農地法第５条です。８３ページの２番ですが、この土地を店舗兼住宅及び駐車場用地として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議　長	続きまして現地調査の結果を農業委員１１番報告お願いいたします。
農業委員１１番	１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議　長	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。８３ページをお願いいたします。 議案第６２号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められた農地であり、第３種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員９番説明をお願いいたします。
農業委員９番	場所は、福岡法務局八女支局より南西へ３００メートルほど進んだ農地になります。 この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議　長	続きまして現地調査の結果を最適化推進委員７番報告お願いいたします。
推進委員７番	１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水については南側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 次の番号２番については審議済みです。 続いて番号３番について事務局より農地区分の説明をお願いいたします。

事務局	農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第２種農地と判断します。
議　長	続いて最適化推進委員１１番説明お願いいたします。
推進委員１１番	場所は、八女市忠見にあります福岡八女農業協同組合八女地区センターより西へ２００メートルほど進んだ農地になります。 この土地を譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地６戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を最適化推進委員８番報告お願いいたします。
推進委員８番	１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され北側道路に接して側溝を設置し排水する計画です。雨水についても同様です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号４番について事務局より農地区分の説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第３種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員２番説明をお願いいたします。

農業委員２番	場所は、八女市蒲原にありますニトリ八女店より南へ３００メートルほど進んだ農地になります。 この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を最適化推進委員７番報告お願いいたします。
推進委員７番	ご説明いたします。１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水については北側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。
議　長	この案件は事前着工につき顛末書が添えられておりますので事務局より報告お願いいたします。
事務局	顛末書を読み上げさせていただきます。 （顛末書朗読） 以上でございます。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議　長	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号５番について事務局より農地区分の説明をお願いいたします。

事務局	ご説明いたします。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第２種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員２番説明をお願いいたします。
農業委員２番	ご説明いたします。場所は、八女市龍ケ原にあります主要地方道佐賀八女線の龍ケ原交差点より佐賀方面へ３００メートルほど進んだ農地です。 この土地を店舗用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を農業委員１１番報告お願いいたします。
農業委員１１番	１０月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水については東側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号６番について事務局より農地区分の説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、第１種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地であり、第２種農地と判断します。

議　長	続いて最適化推進委員２０番説明をお願いいたします。
推進委員２０番	場所につきまして八女市黒木町湯辺田にあります公立八女総合病院介護老人保健施設　回寿園より北に約４５０ｍに位置する農地です。この土地を自身が経営する土木建築業の残土及び加工再生残土を保管する資材置場として利用するための申請です。 隣接する農地の同意および水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。
議　長	続いて現地調査の結果を農業委員１４番報告お願いいたします。
農業委員１４番	１０月３１日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については地下浸透及び自然流下します。隣接地への影響、特段問題はないと確認しております。
議　長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了しましたが、今回事前着工による顛末書が、農地法第４条の許可申請書の案件で２件、それから５条申請に１件出ております。事前着工による農地法の市民に対する周知、それから今後の対応についても事務局とも十分検討しながら進めていきたいと思います。以上を持ちまして議案の審議は全部終了いたしました。どうもお疲れ様でした。

	（　閉会宣言　３時１５分） 令和５年１０月５日 議　長　　月　足　靖　彦 １０番　　高　山　和　成 １２番　　溝　田　耕　一